

○飯塚市部落差別問題に係る補助金交付要綱

平成19年2月7日

飯塚市告示第12号

改正 H19-62、H20-3、H31-109(題名改称)

(趣旨)

第1条 部落差別問題をはじめとする人権問題を解決するために部落差別解消推進関係団体が実施する事業に対する補助金等の交付について、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(H31-109一改)

(対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表に掲げる活動又は事業とする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で、市長が定める。

(補則)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則(平成19年5月18日 告示第62号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市同和問題に係る補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月6日 告示第3号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市同和問題に係る補助金交付要綱の規定は、平成19年9月1日から適用する。

附 則(平成31年3月22日 告示第109号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(H19-62、H20-3一改)

補助金等の名称	補助事業の内容
奨学生学習会参加補助金	部落解放高校生集会参加に要する経費

